

令和8年度 産後ケア事業のご案内

ゆっくり休みたいな

リフレッシュしたい！



授乳がうまくできない

わたしのこと、子どものこと、
いろいろ話したいな

利用できる方

多賀町に住所を有する、産後1歳未満のお母さん(流産や死産を含む)とその赤ちゃんで、産後の体調または育児に不安がある方
※母子ともに感染症状のない方、医療行為が必要ない方

ケアの内容

- ・健康管理や授乳相談(母乳ケア)
- ・赤ちゃんの健康状態や発育発達のアドバイス
- ・育児相談や指導、沐浴やスキンケアのアドバイス 等

宿泊型

利用料

一般8,000円
町民税非課税世帯0円

利用時間

1泊2日
(午前10時～翌日10時)

利用上限

6泊まで

日帰り型

利用料

一般3,000円
町民税非課税世帯0円

利用時間

1日
(時間は施設によって異なる)

利用上限

7日まで

居宅訪問型

利用料

一般1,000円
町民税非課税世帯0円

利用時間

9時～17時のうち2時間

利用上限

1回まで

実施施設

県内の施設が利用できます。
詳しくは、多賀町ホームページをご覧ください。



その他

- ✿ 1子につき5回まで、利用料から2,500円の割引が受けられます。
- ✿ 宿泊型・日帰り型は上記の利用料に加え、食事代金がかかります。

日帰り型を利用して、子どもをスタッフにみてもらい休養をとることができました。
また、他のママと交流できるタイプの施設を利用したときは、いろいろとお話できてリフレッシュの時間になりました。



利用者さんの声

利用の方法

利用 申し込み

- 多賀町福祉保健課で申請を受け付けています。来所または電話でご相談ください。
- 申請書を記入していただきます。利用希望の施設や日程、相談したいことなどをお聞きします。（施設の空き状況の確認や利用日程の調整は、保健師が行います。）

利用の決定

- 利用の決定について利用承認通知書をご自宅へ送付します。

産後ケアの 利用

- サービス利用時に利用料（自己負担分）と食事代を施設にお支払いください。
- 利用時に持参するもの・・・利用承認通知書、母子健康手帳、その他、利用施設から案内があったもの。

注意事項

※キャンセルや変更は、利用施設が指定する日までに利用施設と多賀町福祉保健課に連絡をしてください。これを過ぎてキャンセルや中止をした場合は、キャンセル料が発生する場合があります。

産後ケア事業の手続きや子育てのご相談など、お気軽にご相談ください

多賀町福祉保健課

〒522-0341 犬上郡多賀町多賀 221 番地 1

電話 (0749) 48-8115 有線 2-2021

メールアドレス fukushi@town.taga.lg.jp